第6回　福祉用具専門相談員実力ランキングテスト〔問題用紙〕

福祉用具

（設問数:44　220点満点）

開始時間	14:40	90 分
終了時間	16:10	

第6回　福祉用具専門相談員実力ランキングテスト〔問題用紙〕

福祉用具

（設問数:44　220点満点）

１　福祉用具サービス計画書

【設問１】福祉用具サービス計画書－１　（各１点）

福祉用具サービス計画書に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 福祉用具サービス計画書（以下計画書と略）とは、厚生労働省の省令における「(介護予防）福祉用具貸与計画」および「特定（介護予防）福祉用具販売計画」を記載するものである。

② 計画書は福祉用具専門相談員が作成しなければならない。有資格者以外の代替作成はできない。

③ 福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画は、一緒に記載することも可能だが、別々に記載することが原則である。

④ 一人の利用者に対して複数の事業者が関与している場合は、代表的な用具を貸与している事業者または金額が高額になる事業者が作成すればよい。

⑤ 作成した計画書はケアマネジャーの承認が必要であり、同時に本人の同意が必要である。

【設問２】福祉用具サービス計画書－２　（すべて正解で５点）

福祉用具サービス計画書に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 計画書を作成しないと、保険者から貸与費用などの返還を求められることがある。

② 貸与福祉用具が変更になった場合などは計画書を作成し直すことが必要であるが、本人の同意もまた必要になる。

③ 2012 年度以前から貸与している福祉用具に関しては、用具の変更などがない限り計画書の作成義務はない。しかし、厚生労働省はこれらに関しても 2013 年 3 月までに作成することが望ましいとしている。

④ 計画書には、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容として、利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、詳細な用具の機種、選定理由などを記載しなければならず、また、安全に利用するための特別な利用方法など関係者間で共有すべき事項等も記載しなければならない。

⑤ 貸与した用具に関しては一定の期間をおいてモニタリングや見直しが義務づけられているが、特定福祉用具（販売）に関してはモニタリングは義務づけられていない。

２　ベッド・起居

【設問３】構造　（すべて正解で５点）

ベッドの構造に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① ベッドのボトム（床板）は、体幹（背）部、臀部、大腿部、下腿部の４枚で構成されることが多いが、体幹部をさらに分割した５枚構造、臀部を伸縮する構造で構成しているものなどがある。

② ベッドのボトムは、鋼線を溶接したもの、プラスティック成形された構造物、金属板に穴を空けたものなどが利用されているが、我が国の高温多湿な夏を意識して通気性に配慮しており、プラスティック成形された構造物のものでも通気の穴を空けている機種が多い。

③ ベッドの昇降機構はリンクを組んで実現している。したがって、ベッド全体を昇降させるとすべてのベッドの昇降軌跡が円弧を描くことから、ベッドは必ず前後方向（頭・足方向）にずれながら動く。

④ ほとんどの電動ベッドの背上げ機構は、モーターの回転を歯車で減速し、体幹部（背）ボトムと臀部ボトムの回転中心にある軸を直接駆動・回転させている。

⑤ すべての電動ベッドは家庭用電源である交流 100Ｖを利用して駆動している。したがって、使用しているモーターは交流モーターである。

【設問４】ベッドの規格　（各１点）

ベッドの JIS などの規格に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① マットレスの幅に関して、JIS では 820mm 以上、1,000mm 未満と規定されている。

② JIS ではサイドレール内の空間は首が通らないこととなっているので、100mm 以上の隙間をあけてはいけない（100mm 以上の物体が通ってはいけない）。この数値は成人男女の頭の幅の最低値を根拠としている。

③ サイドレールなどの隙間は、上肢部分に関しては上肢の挟み込みが起こりうる間隔でも JIS に適合するが、下肢部分に関しては下肢が挟み込まれる間隔は不適合となる。

④ JIS では、背を下げたとき、体幹部（背）ボトムとベッドフレームとの間で挟み込みが起きないよう異物を検出するセンサーの設置が義務づけられている。

⑤ JIS では、上げている膝部分を下げたとき、フレームとの間で挟み込みが起きないよう、いわゆるフリーホイール機構（モーターを駆動し続けても挟み込み方向に力が加わらない機構）の設置が義務づけられている。

【設問５】ベッドの使い方－１　（各１点）

ベッドの使い方に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① ベッドの背上げ座位をとる場合、ベッドに寝ている位置によって、ベッド背上げに伴う腹部・胸部への圧迫や身体とベッドとのずれ・滑りの大きさが異なる。ベッドの機種、寝ている人の体格などによって異なるが、一般的に身体が足側にずれていると圧迫が大きくなる。

② テクノエイド協会が実施している福祉用具の臨床的評価で認証されたベッドは、正しい位置に寝ていると、背上げと背下げを繰り返しても身体の位置は大きくずれない。臨床的評価項目の中にこのチェックが含まれている。

③ ベッドの操作スイッチをサイドレールの内側にかけることを取扱説明書で禁止しているベッドがある。ベッドの背上げ機能を利用して自立して起きあがるときには、スイッチをサイドレールの内側にかけて使用することがあるが、禁止されている機種ではこの使い方ができないことを意味する。

④ ベッドの背上げ座位をとるときにはベッドの膝部を上げてから背を上げる方がよい。これは膝部を上げることによって身体の臀部が前に滑ることを止めるからである。

⑤ ベッドの大腿部長さの方が利用者の大腿長より長い場合は、ベッドの背ボトムと大腿部ボトムの回転中心に股関節を合わせると、人の下腿部がベッドの膝関節部分で持ち上げられてしまう。したがって、人の膝関節をベッドの膝関節部分の位置に合わせる位置が適切な位置である。

【設問６】ベッドの使い方－２　（すべて正解で５点）

ベッドの使い方に関する次の記述のうち、適切な記述に〇を、適切でない記述に×を記入せよ。

① ベッドの高さは一般的に端座位を保持するときと立ち上がりを補助するときとでは異なり、多くの場合端座位を保持するときの方が高くなる。したがって、使用する目的に合わせて最適な高さに調節することが動作の自立支援の上では大切である。

② ベッド上での介助動作はベッドの幅が狭い方が行いやすい。したがってベッドのマットレス幅を選ぶ基準は、利用者の体格を考えて側臥位にしたときにサイドレールにぶつからない幅を選択する。

③ ベッド上で介助動作をするとき、介助者はベッドに膝をついた方が腰部への負担が減少し、作業もしやすくなることがある。このような場合には介助者の体格に応じて、ベッド高さをできるだけ腰を伸ばした状態で作業できる高さに調節する。

④ ベッドの背上げ機能を利用して起き上がり介助をするときには、まず側臥位にしてからベッドの背を上げる方法と、仰臥位で背を上げてから側臥位にして起きあがらせる方法がある。どちらの方法がベストであるというものではなく、利用者と介助者の関係などに応じて適切な方法を選択するとよい。

⑤ 自分でスイッチを操作して背を上げ、起き上がりの補助にベッドの機能を利用する場合には、利用者の身体機能に応じて背上げ角度を決めるが、楽をするために背上げ角度を大きくすることはすべての場合でやめた方がよい。

【設問７】サイドレール　（すべて正解で５点）

サイドレールに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 差し込むだけで利用できるサイドレールは、長さがベッド全体の長さの１／３のものは寝返りをするときの支持に利用できるが、１／２の長さのものは強度的に不足してしまうので寝返りするときの支持には利用できない。

② ベッド全体の半分の長さのサイドレールを左右に４本利用すると「拘束である」と指摘される場合がある。ケアプラン上このような使い方をすることは当然考えられるから、現象だけを見て「拘束である」と判断するのは間違いである。

③ 立ち上がりを介助するサイドレール（いわゆる介助バー）はベッドにネジなどできちんと固定される。したがって、寝返りの支持や端座位の安定、立ち上がりの支持にこのサイドレールを利用することができる。

④ ベッドの JIS では、ベッド本体の規定と共にサイドレールの規定が別個にある。それぞれに JIS の認証を受けたものを組み合わせて使用することができるから、ベッド本体とサイドレールのメーカーが異なる組み合わせでも利用することができる。

⑤ サイドレールの高さは、利用者が側臥位になったときに身体の半分の高さ以上が望ましい。したがって、使用するマットレスの厚さによってサイドレール高さを選択する必要があり、ベッドメーカーは異なる高さのサイドレールを通常３種類ほど準備（市販）している。

【設問８】マットレス　（各１点）

マットレスに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① ベッドのボトムサイズは長さ・幅共にベッドメーカーごとに若干異なる。したがって、マットレスはベッドと同じメーカーのものを使用しないと隙間が生じたりして危険である。このため、JIS では同一メーカーのマットレスを使用するよう規定している。ただし床ずれ防止のマットレスおよび床ずれ防止のオーバーレイに関してはこの規定からはずれる。

② ベッドの表示で、一般にベッド高さの最低高といわれている高さはベッドメーカーの標準的なマットレスを使用したときの床からマットレス表面までの距離をいう。

③ ウレタン系のマットレスは消毒ができないため、レンタル事業者は貸与していない。一般的に貸与されているマットレスは繊維系のマットレスである。

④ ベッドの背を上げたときに感じる腹部や胸部の圧迫感は、マットレスの固さには関係しない。硬いマットレスでも柔らかいマットレスでもほぼ同様な圧迫感を生じる。

⑤ 表面と裏面で固さが異なるマットレスがある。これは身体の動きやすさと寝心地を追求していく過程で開発されたマットレスであり、必ず硬い面を上にして利用しないと意味がない。

【設問９】ベッドサイドテーブル　（各１点）

ベッドサイドテーブルに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 最近の低床型ベッドの多くはベッド下にスペースがないので、コの字型の片持ちのテーブルはベッドの背上げ座位では使用できない。端座位時にのみ使用する。

② 車いすを両手こぎする人の場合には一般の食卓は高さが低すぎる。端座位テーブルを利用している場合には、このテーブルを利用すると高さ調節もでき、車いすにも十分に近づくことができるので便利である。

③ 門型やコの字型のオーバーテーブルを利用している状態でベッドの昇降機能を操作すると、テーブルとベッドに挟み込まれる事故が発生する可能性がある。このため、ベッドとオーバーテーブルは同じメーカーの商品を利用しなければならない。

④ ベッド端座位が不安定な人のためには背中を支えて端座位を保持してくれるテーブルがある。このテーブルはセットすると利用者が立ち上がることはできないので、原則として立ち上がったり、歩くことができない人が適応となる。

⑤ ベッドサイドテーブルのキャスターをロックすれば、立ち上がりや歩行時の支持としても利用でき、便利である。

３　床ずれ防止

【設問１０】好発部位　（すべて正解で５点）

褥瘡がよく生じる身体の部位に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 車いす座位の時間が長く、クッションの選択が不適切であると、座骨部に褥瘡が生じやすい。

② 車いす座位の時間が長く、車いすの適合が不適切で骨盤が後傾していると仙骨・尾骨部に褥瘡が生じやすい。

③ 側臥位で寝ている時間が長くなり、マットレスの選択が不適切であると、大転子部や腓骨外果周辺に褥瘡を生じやすい。

④ ベッドの背上げ・背下げを繰り返していると、肩甲骨周辺に褥瘡を生じやすい。

⑤ ズボンを引きずり上げるような移乗介助をしていると、殿裂部から尾骨部周辺に褥瘡を生じることがある。

【設問１１】原因　（各１点）

褥瘡を形成する原因に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ

① 圧力が大きくなると生じやすい。圧力が大きくなくとも、圧力がかかる時間が長くなると生じやすい。

② 圧力による圧縮応力、引っ張り応力、せん断応力によって、血行が阻害されたり、皮膚組織が破壊されたりすることによって褥瘡が生じる。

③ ずれ力が大きいと褥瘡が生じやすい。

④ 便失禁による皮膚への化学的刺激が褥瘡を生じやすくする。

⑤ 圧力が大きくなく、圧がかかる持続時間が長くなくとも、頻度が高いと褥瘡を生じやすい。

【設問１２】防止　（各１点）

床ずれの防止に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 臥床に伴う褥瘡のリスクが高いという。何はともあれまずはエアマットレスの導入をすすめた。

② 褥瘡のリスクが高いが、ベッド上で関節可動域の徒手訓練や、体位変換などの介護動作が多いという。エアマットレスでは身体が沈み込んでこれらの動作がしにくいので、褥瘡対応ではないが柔らかい目のマットレスをすすめた。

③ エアマットレスを試したら、ふわふわして身体が動かされるようでいやだという。静止型の褥瘡対応マットレスをすすめたいが、使用しているベッドとメーカーが異なっていたので、ベッドも同じメーカーになるように交換をお願いした。

④ リバーシブルのマットレスで柔らかい面を使用している。長時間体位変換なしで寝ていると若干発赤気味になるという。ひとまず低反発ウレタンを使用したオーバーレイをすすめた。

⑤ 褥瘡のリスクが極めて高く、踵部に褥瘡をつくりそうだという。体位変換の頻度を高めることを依頼すると共に、下腿部が下がっている（傾斜がついている）厚みのあるエアマットレスをすすめた。

４　車いす

【設問１３】事例－標準型車いす　（各１点）

調節する部分がフットプレート高さ以外はない、固定型の後輪が大きな車いすに利用者（身長 148cm、体重 40kg）を座らせたら、いわゆるずっこけ姿勢（座骨が前に滑り、骨盤が後傾した姿勢）になってしまった。この原因として考えられる要因に○を、この姿勢の原因とは考えにくい要因に×を記入せよ。

① 利用者の大腿長と比較して、車いす座面の奥行きが長すぎた。
② 後輪径が大きすぎて、座面角度が十分にとれなかった。
③ フットプレート高さが低すぎて、足底を十分に支持できず、座って少し時間がたつとこの現象が起きた。
④ 介助者が利用者の脇の下に手を入れて立位をとらせる移乗介助をし、姿勢のチェックをしなかった。
⑤ 股関節伸展筋の緊張が強く、股関節に可動域制限（屈曲制限）がある。

【設問１４】事例－選択・適合　（各１点）

身長 150cm、体重 40kg の女性（75 才）で、車いすの自操（自走）はできず、リフトによる移乗介助（吊り具は脚分離型ローバック）を受けている。頭の支持はでき、座位バランスもよい。また、褥瘡のリスクも低い。日中車いすで生活する時間を長くしたいという生活目標がある。介助者は娘さんで、理解力もあり、体力も十分である。この女性の車いすの選択・適合に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 座幅 40cm で後輪径が 16 インチの車いすを選択した。
② バックサポート角度を大きくし、105～110 度程度に調節した。
③ シート角度を 0 度に調節した。
④ 座り心地を考え、エアセルタイプ（１バルブ）のクッションを選択した。
⑤ レッグサポートが脱着できる車いすを選択した。

【設問１５】駆動　（すべて正解で５点）

車いすの駆動に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 両手こぎの場合、後輪径が 20 インチの車いすと 24 インチの車いすでは後者の方が小さな力で駆動できる。すなわち、軽く動かすことができる。

② 両手こぎの場合、後輪軸位置は前方に調節した方が小さな力で駆動することができる。すなわち、軽く動かすことができる。

③ 両足こぎの場合には両足のつま先が接地し、踵は接地しない高さに調節する。

④ 片手片足こぎの場合は個々の駆動方法が習慣として身についていることが多いので、必ずしも理想的といわれる車いす適合が受け入れられるとは限らない。

⑤ 介助者が押す場合は後輪径が小さい方が小さな力で駆動できる。

【設問１６】移乗　（各１点）

移乗に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 立位移乗をする場合には、どうしても腰が浅く座ってしまう。自分で座り直しをするよう必ず確認しなければならず、自分でできない場合には介助者が必ず確認と修正をしなければならない。

② トランスファーボードを利用した座位移乗をする場合には、アームサポートが脱着できるか、跳ね上げられる必要がある。また、延長ブレーキレバーを利用している人はトランスファーボードを利用した座位移乗はできない。

③ 介助で立位移乗をしている人の車いすはレッグサポートが脱着できるものが望ましい。

④ リフトによる移乗介助をする場合には車いすの転倒防止装置は容易に解除できるものが望ましい場合が多い。

⑤ 立位による移乗をしている場合には、自立でも介助でもアームサポートは長めが望ましい。

【設問１７】事例－姿勢が崩れる　（各１点）

身長 160cm 体重 55kg の男性で、体幹バランスが悪く、頭の支持ができない利用者がいる。標準型の車いすでは姿勢が崩れてしまう。生活目標として朝食から夕食後までこの車いす上で過ごし、午前・午後１～２回ずつベッドで休息させたい。このような利用者に車いすを選択・調節し、使い方を説明する上で、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 車いす上での時間が長くなるので、車いす上で休息できるよう、バックサポートとレッグエレベーションが連動するフルリクライニングタイプの車いすを選択した。

② ティルト・リクライニング・レッグエレベーション・ヘッドサポートの位置調節ができる車いすを選択し、利用者がもっとも快適に感じるであろう姿勢をもとめ、この姿勢で過ごすように教えた。

③ ティルト・リクライニング・レッグエレベーションが可能な車いすを選択した。これらの機能の使い方は起きている姿勢から寝かせる場合にはまずリクライニングを倒し、ついでティルトを傾ける。最後に足を上げる。

④ レッグサポートの長さを最適に調節したにもかかわらず、レッグエレベーションをすると、膝が持ち上がり、足が圧迫される感じがした。これはレッグエレベーションができる車いすすべてで起こる現象であり、足を上げるたびにフットプレートの位置を調整し直す必要がある。

⑤ ティルトとリクライニングを調節すると、ヘッドサポートの位置を調整し直して欲しいと利用者がいう。これはこのような機能を持つ車いすに特有の現象であり、すべての車いすでこのような現象は起きると考えた方がよい。

【設問１８】クッション　（各１点）

クッションに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 車いすをきちんと調節したつもりなのに、座骨が前に滑りやすい。骨盤を立てた姿勢を維持できる人だったので、アンカーサポートがついているクッションを選択した。

② 座面角度があまりついていない車いすが適応の人で、クッションが座面との間で滑っている。面ファスナーで座面に固定できるクッションを選択した。

③ 片マヒの人で、通常のクッションに座らせたら骨盤のマヒ側が低くなり、脊椎が側わんした。マヒ側の高さが高くできるクッションを選択し、骨盤が平行になるように調節した。この調節で脊椎も直立した。

④ 標準型の車いすに座らせたら、体幹が側方に傾いた。前座高と後座高の差を 2cm に、バックサポート角度を 90～92 度に調節し、サイドサポートがついたバックサポートクッションを使用した。

⑤ 骨盤が立ったきれいな姿勢で車いすを自走できるのだが、仙骨部に褥瘡をつくりやすいという。エアセルタイプのクッションを選択した。

【設問１９】電動車いす　（すべて正解で５点）

電動車いすに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 右片マヒだが、バーハンドル型（スクータータイプ）の四輪電動車いすに乗りたいという。高次脳機能障害や認知症状はなく、視覚・聴覚にも問題はない。健側にはまったく障害がない。しかし、バーハンドルは両手に持ってハンドル操作するものであるから、不適応と判断した。

② バーハンドル型の四輪電動車いすを利用したいという。立位はとれるが歩けない。認知症状など問題はなかったが、不適応と判断した。

③ 立位はとれるが歩けない人がジョイスティックタイプの電動車いすを利用したいという。利用場面は屋外だけという。このタイプの電動車いすは屋内限定で使用されるものであるので、認知症状などの問題はなかったが不適応と判断した。

④ 座骨部に褥瘡のリスクが高いという。ジョイスティックタイプの電動車いすを利用したいというが、適切な電動車いす用クッションがないので不適応と判断した。

⑤ 要支援１であるが、バーハンドル型の四輪電動車いすを利用したいという。介護保険は利用できなくともよいというが、廃用症候群が怖いからやめた方がよいと話した。

５　歩行補助用具

【設問２０】杖　（すべて正解で５点）

杖に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 屋内での歩行には手すりなど支持物がないと転倒のリスクが高くなったという。屋外での歩行を安定して行いたいというので、持ち運びに便利なＴ字杖をすすめた。

② 今までＴ字杖を使用していたが、歩行能力も上肢機能も低下してきたので、ロフストランドクラッチを利用したいという。Ｔ字杖の長さは床から、上肢を下げたときの尺骨茎状突起までの長さに合わせていたが、ロフストランドクラッチではより杖に依存する程度が高くなるので、この長さから 5cm ほど短くした。

③ ロフストランドクラッチが路上で滑るという。よく見たら先ゴムが摩耗して片べりしていて明らかに劣化しているようだ。この杖は寿命であると話した。

④ 脳血管障害後遺症による軽い右片マヒの人にＴ字杖の使い方を教えた。左手に杖をもち、杖をついているときに右足を出し、左足と杖を同時に出すように教えた。

⑤ 杖でなければ動線を確保できない住環境なので（連続して手すりが設置できない）、戸やドアの開閉時に杖を倒してしまいそうだという。歩行能力としてはＴ字杖でもよかったが、底面積が小さな四脚杖を勧めた。

【設問２１】歩行器など　（各１点）

歩行器などに関する次の記述のうち、適切な記述に○を、不適切な記述に×を記入せよ。

① 固定型の四脚歩行器は本来身体機能の回復訓練時に使用するものであり、我が国の住環境を考えれば在宅ではきわめて使用しにくい。このようなことから、このタイプの歩行器は介護保険ではなく、医療保険で給付される。

② 小さな車輪がついていない交互型の四脚歩行器は必ず片側の脚が接地している使い方をし、同様の固定型の歩行器は全体を持ち上げて運ぶ使い方をする。

③ 固定型の歩行器も交互型の歩行器もその高さはＴ字杖と同じ目安で調節する。

④ 後脚に小さな車輪がついている固定型歩行器は前を上げると動いてしまうので、小さな車輪のついていない歩行器と比較してかなり歩行能力が高い人でなければ利用できない。

⑤ 固定型の歩行器は脚に小さな車輪がついているか否かにかかわらず、歩行器を持ち上げることができなければ我が国の小さな段差がある住環境では使用できない。

【設問２２】歩行車　（各１点）

歩行車に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 歩行車は、前方にいすがあっていすまで補助なしで歩かなければならないタイプは介護保険が利用できない。介護保険が利用できる歩行車はその場で回転して座れなければならない。

② 介護保険が利用できる歩行車は歩行時に歩行車の車輪で作る基底面内に絶えず重心が入っているものでなければならない。

③ 介護保険が利用できる歩行車は体重 90kg の人がどすんと座っても壊れないように JIS で規定されている。

④ 歩行車のブレーキは自転車のブレーキのように速度を任意に調節できるものでなければ介護保険は利用できない。

⑤ 歩行車は屋外での移動を目的に市販されているものであり、我が国の家屋の特徴である狭い廊下（幅 78cm 程度）や廊下との 2～3cm の段差では使用することはできない。

６　手すり類

【設問２３】置き型手すり－１　（各１点）

置き型手すりに関する次の記述のうち、適切な記述に○を、不適切な記述に×を記入せよ。

① 一般的なベッド（介護ベッドではない）を使用していて、寝返りと起きあがりが少し困難になってきたという。要支援１だったので、介護保険が利用できる置き型手すりをレンタルした。

② 一般的なベッド（介護ベッドではない）と置き型手すりを使っていた人が起きあがりに背上げ機能が必要になったというので電動ベッドをレンタルした。前から使っていた置き型手すりが便利だというが、手すりの隙間が大きく、首を挟みそうだったので、電動ベッドの付属品と交換するよう勧めた。

③ 畳に布団を利用している人が立ち上がりが少し難しくなってきたという。歩行にも補助が必要な人だったので、置き型手すりをレンタルし、布団の下には敷き込まず、布団から少し離れた位置で使用するよう話した。

④ 歩行能力が衰えて、室内移動に手すりが必要だという。壁がない場所だったので、２本の天井に突っ張るポールの間に横手すりを渡すようにしたかったが、木造家屋で天井の化粧板に強度がなかったので、この案は実現できなかった。

⑤ 浴室で、縦手すりが必要だが、壁から離れている位置だという。床と天井で突っ張る形の縦手すりを介護保険でレンタルした。

【設問２４】置き型手すり－２　（各１点）

置き型手すりなどに関する次の記述のうち、適切なものに○、不適切なものに×を記入せよ。

① 手すりが必要な人の動線を確保するために、平行棒の片側をはずして手すりとして利用した。平行棒は本来リハビリテーション目的の用具であるから、介護保険該当品目ではあるが、このような使い方は介護保険の貸与では認められない。

② ベッドから壁の手すりまで 1.5m ほどあり、この間に手すりが欲しいという。床と天井との突っ張りを考えたが、天井の強度が不足する。床がフローリングされていたので置き型の手すりを利用した。この手すりは介護保険が利用できる。

③ 右片マヒの人がベッドからドアまでの動線に手すりが欲しいという。ベッドからドアまでの左側に突っ張り手すり２本を利用した横手すりを設置した。

④ 手すりの高さは杖の高さと同じで、床から尺骨茎状突起までの距離に設定しなければならない。許容誤差は±30mm である。

⑤ 横手すりの形状は手を滑らせて利用するので丸棒でなければ使いにくい。太さも手の大きさを考えて選択できればよいが、一般的に選択できないことが多い。

７　移乗

【設問２５】立位移乗　（各１点）

立位移乗に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 自分で立ち上がることができず、立たせても立位を維持できない人がいたので、利用者の腰につける介助ベルトを利用し、ベルトを持ち上げて移乗する方法を提案した。

② 手でつかむことができるが、立ち上がり時に重心の前方への移動が不十分なために立ち上がりにくい人がいる。介助者の腰に介助ベルトを装着し、利用者がこれをつかんで立ち上がる方法を提案した。しかし、介助者の腰に装着するので、この介助ベルトは介護保険が利用できない。

③ 一般的なベッド（介護ベッドではない）で置き型手すりを利用して立ち上がっていたが、だんだん立ち上がりにくくなってきたという。昇降機能が付いた介護ベッドを利用し、ベッド高さを足が浮くくらいの高さに調節し、介助バーを利用して立ち上がることを勧めた。

④ 一般的なベッド（介護ベッドではない）を利用していて、立ち上がりに重心を誘導するような介助が必要になってきたという。利用者に介助ベルトを装着し、介助者がこれを利用して立位をとらせたら、軽い介助で立ち上がれた。介護保険を利用してレンタルした。

⑤ 自分では立ち上がることが難しいが立ち上がれば立位は維持できる人がいた。介助者は利用者の前に立ち、利用者の足の間に片足を入れ、かがみ込んで利用者の脇の下から両手を背中に回し、利用者の身体を上に引き上げるようにして立位をとらせた。

【設問２６】事例－トランスファーボード　（各１点）

身長 150cm、体重 40kg、座位移動（いざり）ができない 75 歳の女性が、トランスファーボードを利用した座位移乗をする際の以下の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。なお、彼女は後輪径 22 インチ、座幅 375mm の車いすを自走している。体幹バランスはしっかりしており、支持なく座位を維持できる。四肢に関節可動域制限などはない。

① 自宅のトイレに車いすが入り、便座の横に車いすを配置することができるので、トランスファーボードを利用して座位移乗を行う。

② ベッドから車いすに移乗するとき、足が床に着かないので、トランスファーボードによる座位移乗は不適応である。

③ 下肢の支持性がある程度あり、移乗中前方への滑り落ちがないと考えられたので、介助者は後方から臀部を誘導する介助方法を採用した。

④ 彼女はできることは自分でしたいという考え方なので、移乗の開始に伴い、自分で骨盤を前傾させ、体重を進行方向と逆の方向にかけ、移乗の途中で体重の掛け替えをするように教えた。

⑤ 車いすへの移乗が安定的に行えるようになったので、入浴のために、ベッドで脱衣し、シャワーキャリーにトランスファーボードを利用して移乗し、浴室でリフトを利用した入浴をする方法を提案した。

【設問２７】トランスファーボード　（すべて正解で５点）

トランスファーボードに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① トランスファーボードの中に、数 cm ほど端部を折り曲げられるようになっている機種がある。これは車いすの後輪が大きい場合にこの折れ曲がり部分が車輪をカバーし、身体が車輪にぶつからないようにするためである。

② トランスファーボードを選択する際の一つの基準に、利用者の大腿長とトランスファーボードの幅の関係がある。

③ 長さが 60cm 程度（商品によって差がある）のトランスファーボードは座位移動ができない人が主として利用するものであり、座位移動が可能な人の場合にはもっと短い機種が適している。

④ トランスファーボードの裏側には滑り止めがついている。これは移乗中にボードが動かないようにするためである。

⑤ トランスファーボードにはそれぞれ耐荷重が表示されているが、これはこの体重までの人がボードを利用して移乗できるという意味ではなく、このボードがこの体重までは安全に利用できるという意味である。一般的に体重が大きくなると身体機能の如何に関わらずトランスファーボードを利用した座位移乗は困難さが増加する。

【設問２８】リフト　（すべて正解で５点）

リフトの機種に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 床走行のリフトは一般的に前輪側（ベッド下に入る側）のキャスターが大きいほど動かしやすい。この理由は、人を吊り上げたとき、前輪側に多くの負荷が加わるからである。

② ベッド固定型のリフトは駆動機を持ち運びポータブルタイプのリフトとして、浴室など他の場所で利用できる機種がいくつかある。

③ １台の駆動機を持ち運んで複数の場面で利用できるポータブルタイプのリフトはすべてバッテリーで駆動される。

④ レール走行式のリフトには線レールと面レール（ルームカバリング、ＸＹなどとも呼ばれる）があるが、介護保険が利用できるのは線レールだけである。

⑤ 浴室に設置できるリフトがあるが、浴室形状は個々に異なり、レンタルには不向きのため、浴室にリフトを設置しても介護保険は利用できない。

【設問２９】吊り具　（各１点）

吊り具に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 吊り具にはハイバック（フルサイズとも言う）とローバック（ハーフサイズとも言う）があるが、ハイバックは必ずしも頭の支持ができない人が利用するわけではない。頭の支持ができてもハイバックを利用することはある。

② シート型の吊り具は座位で脱着できない。すなわち車いす上ではずすことができない。このような吊り具は褥瘡の原因となりかねないので、ベッドと車いすとの移乗に利用することはなく、入浴場面などで利用する。

③ トイレで使用できる吊り具はトイレ用吊り具（ハイジーンとも言われる）が基本であり、場合によってベルト型が使われるだけであり、その他の吊り具は環境条件の如何に関わらず利用できない。

④ 頭の支持ができない人に対して、種々の条件からどうしてもシート型ローバックを使いたいことがある。このような場合にはシート型ローバックとヘッドサポートを併用するとよい。

⑤ 脚分離型吊り具は、股関節の屈曲制限がある人が姿勢調節機能付き車いすを利用している場合には利用できないことがほとんどである。

【設問３０】事例－ALS の移乗　（各１点）

ALS（筋萎縮性側索硬化症）の人をベッドから姿勢調節機能付き車いす等へリフトで移乗介助する際の次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 股関節の伸展筋力が弱いため、脚分離型の吊り具は使えず、シート型の吊り具を利用し、車いす上で敷き込んだままにした。

② 車いすにはエアセルタイプのクッションが使われていたので、シート型吊り具は薄く柔らかい素材の吊り具を選択した。

③ ケアプラン上使いやすさが最優先されるということであったので、据え置き型面レールのリフトを選択した。

④ 将来人工呼吸器をつける予定であるとのことだが、人工呼吸器を利用している状態でリフトを使用することはできない旨あらかじめ注意しておいた。

⑤ ベッドの横に簡易浴槽を設置して訪問入浴を利用したいという。リフトは電動のため、ベッド周辺で利用するリフトで入浴に利用できるリフトはないと話した。

８　入浴

【設問３１】環境整備　（各１点）

浴室内環境整備に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 洗い場と脱衣室との 5～10cm 程度の段差はすのこで解決するのが一番安価であり、ほとんどの環境に適した方法である。

② 歩くことができる身体機能であれば、手すりの設置程度で自宅での入浴はほとんどの場合可能となる。

③ 浴槽の深さが、洗い場から浴槽の縁までの高さより大きい（深い）場合は、浴槽内にいす（台）を設けると浴槽の縁のまたぎこしが容易になる。

④ 踏み台として利用する台は脚で構成される基底面の方が踏み面より大きいか、吸着盤などでしっかり固定されることが望ましい。

⑤ 浴槽の縁を立位でまたぎこしする（横またぎする）場合は浴槽の縁を中心として（浴槽内の方が長くともよい）壁面に横手すりを設置するとよい。

【設問３２】浴槽手すり　（各１点）

浴槽に固定する手すりに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 浴槽の縁や横に置いたいすに座って浴槽内に入る場合には、浴槽の縁に取り付ける浴槽固定の手すりで、浴槽の縁から上に取っ手がある手すりは動作の邪魔になる。

② 浴槽の縁に固定する手すりは浴槽への出入りに利用したり、浴槽内における浮力のコントロールに利用する。

③ 浴槽の縁に固定する手すりは、利用しない家族にとっては邪魔であり、お風呂の蓋が閉められないので利用者が最後に入浴するような手順になると共に、利用しないときは容易に取り外しができるものが望ましい。

④ 取っ手の形状や高さは浴室環境を考え（浴槽の縁の高さなど)、利用者の体格や浴槽に入るときの動作を考えて選択する。浴槽の縁を越えるときに横跨ぎか正面跨ぎかによっても取っ手の形状は異なる。

⑤ 現在市販されているこのタイプの手すりは準備されている固定用具を変更することによってどのような形状・材質の浴槽にも対応できるようになった。

【設問３３】シャワーチェア　（各１点）

シャワーチェアに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 洗い場には水勾配と呼ばれる傾斜がついている。この傾斜によってシャワーチェアの四脚が同じ長さでは四脚が均等に接地しなかったり、座面が斜めになったりする。このため、シャワーチェアの四脚は任意の長さに調節できる機構がついていなければならない。

② 立位をとれない人の陰部を洗浄するためには、体幹を横に倒して、場合によっては壁などに寄りかかって洗うことがもっとも容易である。このためにはシャワーチェアの座面は座面上に手をつくことができる程度に左右に広いものが望ましいと言えるが、このようなシャワーチェアはあまり見かけない。

③ シャワーキャリーで座面が布でできており、少したるんでいるタイプがある。このような座面は体幹バランスが悪い人でも安定して座れることが多い。しかし、このような人はこの座面への移乗には苦労することが多いのでリフトの使用を考えた方がよい場合が多い。

④ 折り畳みができるシャワーチェアは狭い浴室などでは便利だが、肘掛けがないのが欠点である。

⑤ 肘掛けは洗体の時などに邪魔になることがある。背もたれや肘掛けは必要に応じて選択することが大切である。

【設問３４】入浴動作　（すべて正解で５点）

入浴動作などに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 浴槽内で暖まるときは通常後ろに倒れた姿勢になる。しかし、浴槽から出る場合には体幹が後ろに寝ているよりは立っている方が容易である。浴槽内にいすをおいて立ち上がりを容易にするのはこのためである。

② 浴槽から立ち上がる場合には膝を曲げて足を引き、体幹を前傾させて基底面内に重心位置を近づけると容易に立ち上がれる。この考え方を発展させて、浴槽の底などに手をついてプッシュアップし、臀部を浮力で浮かせ、体幹を前傾させることによって足裏を臀部の下に持ってくる（基底面を足裏に移動させる）動作を覚えると容易に浴槽から立ち上がることができる。この立ち上がり方は片マヒでもできることが多い。

③ 浴槽の壁面に取り付けたＬ型手すりの縦手すりの役割は、浴槽から立ち上がるときにこれを手がかりにして身体を上に引き上げるときに利用する。

④ 浴槽内昇降装置（バスブースターともいわれる）を利用するためには、シャワーチェアなどからこの装置の座面に横移動できることが必要である。この移動が自分でできない場合には介助者の労力が大きくなりすぎて腰痛などの原因になりかねない。

⑤ 浴槽内昇降装置は厚みがあるので、浴槽の深さが浅いと、下に沈んだときに肩がお湯から出てしまうことがある。浴槽の深さ 600mm、内側長さ 800mm 程度の置き型の浴槽がもっとも使いやすい。

９　排泄

【設問３５】ポータブルトイレ　（すべて正解で５点）

ポータブルトイレに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 夜間だけ使用し、ベッドから座位で移乗するという。重く安定したポータブルトイレを選択した。

② ポータブルトイレを使うたびに介助者が 1m ほど移動させて使うという。軽く、持ち上げやすいポータブルトイレを選択した。

③ ポータブルトイレは２～３回の排尿ごとに捨てるので、バケツには最低 2,000ml の容量が必要である。

④ 立位をとれない人がポータブルトイレを使用するときには、介助者は一般的にまず臀部を前にずらし、背中側から手を入れて陰部を拭く。

⑤ 大便をするためには股関節を屈曲させた方が便が出やすくなる。このため、便の出しやすさだけを考えれば座面高さは下腿長より低くし、大腿の下に隙間ができる程度の高さが望ましい。

【設問３６】自動排泄処理装置　（各１点）

自動排泄処理装置に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 自動排泄処理装置とはこれまで特殊尿器として特定福祉用具になっていた、吸引式の排泄処理装置のことである。

② 介護保険が利用できる自動排泄処理装置は尿と便を同時に吸引処理できなければならない。

③ 介護保険では、2012 年度から自動排泄処理装置は全体が貸与になった。

④ 自動排泄処理装置は使い方によってはベッドに寝たきりを促進しかねない用具である。したがって、軽度者の利用は想定しておらず、要介護３以上でなければ介護保険は利用できない。

⑤ パッドなどの消耗品が必要になる自動排泄処理装置においては、消耗品に関しては介護保険は利用できない。

【設問３７】尿器　（各１点）

溲瓶（しびん）など尿器に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 移動が困難で、尿意がある男性の場合には溲瓶が適していることが多いが、同様な女性の場合にはきちんとした使い方ができないと漏らしてしまうことがしばしばある。

② 溲瓶は男性も女性も同じ形のものを使用する。

③ コンドームタイプの収尿器は男性用であり、女性は利用できない。

④ 男性は差し込み便器では排尿できない。

⑤ 陰部に採尿器をあて、チューブを経由して蓄尿袋に蓄尿するタイプの収尿器がある。動力がついていないタイプは高低差が十分にとれない布団では利用できない。

【設問３８】おむつ・パッド　（すべて正解で５点）

おむつやパッドに関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① パンツタイプの紙おむつは臥位で着脱する。

② オープンタイプの紙おむつは歩ける人だけが利用できる。

③ おむつとパッドは併用することが多い。これはおむつだけでは尿を完全に吸収することができないことが多く、漏れる心配があるから、念のためパッドと併用するものである。

④ パッドの吸収量は個々に異なる。したがって、パッドを選択するときは排尿パターンと排尿量を確認しておくとよい。

⑤ オープンタイプの紙おむつの場合はおむつカバーが必要になるが、パンツ型は不要である。

１０　環境整備

【設問３９】屋外段差への対応　（各１点）

屋外へ出る段差に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 屋内から庭に 400mm、庭から道路に 200mm、合計 600mm の段差があるような場合には、自動車の車庫に埋め込み式の段差解消機を設置し、利用できる環境ならこれが最適なことが多い。

② 介助者が押す車いすの場合、スロープの斜度は 1/12～1/16 程度が望ましいといわれる。この数値を厳密に当てはめると、段差が 300mm を越えたら可搬型のスロープで段差を解消する方法は選択しにくい。

③ 段差が 800mm を越えると、市販されている段差解消機はなく、特注になる。したがって介護保険は利用できなくなる。

④ 廊下から庭に車いすで出るために段差解消機を利用する場合、段差解消機の長さが約 2,000mm、そのあとに車いすが直進回転するスペースとして約 1,200mm、合計 3,200 mm 以上のスペースがないと段差解消機は利用できない。

⑤ 500mm の段差を作りつけのスロープで昇降する場合、一定間隔で踊り場（車いすが停止できる平らなスペース）が必要になる。

【設問４０】スロープ　（各１点）

スロープ（可搬型）に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 脳血管障害の夫を 72 才の妻が介助用電動車いすを利用して介助している。玄関段差 400mm を 2,400mm の２本レールのスロープで通行するように提案した。

② 玄関たたきに 200mm の段差、玄関の外に車いす１台分以上の広い踏み面を持つ段差 100mm の階段が４段ある。72 才の夫が妻の車いすを介助している。玄関段差に長さ 1,600mm のスロープを利用し、屋外段差はスロープは利用せず、キャスター上げで降りることを提案した。

③ 要支援１で自費購入の車いすを利用している。屋外へ出る段差を解消するためにスロープが必要だが、車いすの使用が認められていないので、介護保険は利用できない。

④ 居室から廊下に出る部分に 30mm の段差がある。廊下の幅は 780mm である。シャワーキャリーで移動できるように高さ 30mm、長さ 60mm、幅 900mm のミニスロープを設置した。

⑤ 居室から廊下に出る部分に 20mm の段差があり、廊下の幅は 780mm である。車輪径８インチの歩行車を利用している。この段差は通過できると判断し、そのままにした。

【設問４１】環境整備　（すべて正解で５点）

住環境の整備に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① ユニットバスの壁に手すりを取り付けたい。壁の裏側がどのような構造か不明であったが、壁面に磁石が吸い付くので手すりは取り付けられると判断した。

② 歩ける人の場合、浴室段差を越えるためには脱衣場と洗い場の出入り口付近に縦手すりを設置する方法もよく利用される。脱衣室側だけでなく、洗い場側にも縦手すりをつけることが肝要である。

③ 玄関框（かまち）に 300mm の段差がある。歩行能力が衰えてきたので、150mm の式台を置き、壁に斜めの手すりを設置した。

④ 屋内では手すりを利用した歩行、屋外では車いすを介助者が押して利用している。玄関に 300mm の段差があったので、座って昇降する玄関用段差解消機を設置した。この昇降機は介護保険を利用できる。

⑤ トイレキャリーでトイレに行きたい。トイレが廊下より 30mm 下がっていたので、30mm 高くし、段差をなくすとともに、便器も同量高くした。

１１　その他

【設問４２】階段昇降　（各１点）

階段を昇降する手段に関する次の記述のうち、適切な記述に○を、不適切な記述に×を記入せよ。

① 階段にレールを設置し、いすで昇降するいす式階段昇降機は、取付けに工事を伴うため、介護保険ではこの昇降機は利用できない。

② いす式階段昇降機は原則として立位で移乗できる人が利用するものであり、立位移乗ができなくなると、リフト移乗以外では介助者の大きな労力が必要になる。

③ 車いすまたはいすをクローラや車輪などで直接階段を昇降する可搬型階段昇降機は介護保険を利用できるが、福祉用具専門相談員が講習を受け、可搬型階段昇降機安全指導員の資格を有していなければならない。この講習には基礎講習と機種別講習があり、両方の講習を受けなければこの資格は取得できない。

④ 可搬型階段昇降機はレンタルする福祉用具専門相談員が安全指導員の資格を有していれば介護保険を利用できるので、とても便利で、家族やホームヘルパーなど誰でも介助可能となる。

⑤ 可搬型階段昇降機の安全指導員資格は事業所の１店舗に一人以上資格所有者がいれば事業所内の福祉用具専門相談員は誰でも介護保険を利用した貸与をすることができる。ただし、資格所有者より所内伝達講習を受けていることが条件になる。

【設問４３】いすなど　（各１点）

食卓やいす（安楽いすも含む）に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 一般的に車いすを利用している人の食卓は通常の食卓よりも高さが高い食卓が必要になることが多い。

② 食べこぼし量が増えたり、食べることに時間がかかるようになってきたら、まずは姿勢がきちんとしているか観察してみるべきである。姿勢が崩れているようなら、車いすの座面と同様な考え方で姿勢を作る。

③ 要支援にも該当しない 150cm、85 才の女性だが、最近立ち上がりにくくなってきて、ベッドで過ごす時間が増えてきた。日中過ごすいすの相談を受けた。安楽なソファーは立ち上がりにくい。食卓のいすを見たら、背もたれ・肘掛けがついており、座面が比較的快適そうだったので、この脚を切って短くし、背もたれに車いす用バックサポートクッションを利用した。

④ 要介護２の 90 才の男性から、日中安楽に過ごせるいすの相談を受けた。ソファーよりは堅めの座面で、リクライニングとレッグエレベーションが電動ででき、座面が昇降して立ち上がり補助の機能もついている安楽いすを勧めた。自分で立ち上がることも歩くこともできるので、介護保険は利用できず、自費購入となった。

⑤ 床で生活しており（布団を利用し、座卓を利用)、立てば歩けるが、立ち上がりができない。介助者が引きずり上げているが腰痛になってきた。手足移動ができるので、昇降座椅子をすすめた。

【設問４４】食事　　（各１点）

食事に関する次の記述のうち、適切な記述に○、不適切な記述に×を記入せよ。

① 嚥下が難しくなってきたという。まずは歯医者に行って歯周病の治療をしてもらうよう勧めた。

② 自分で食べられるがスプーンが必要である。最近口まで運ぶ間にだんだん食事をこぼすようになってきた。普通のスプーンを使っていたので、普通よりも容量の大きなスプーンを使い、少しだけすくうように勧めた。

③ 介助で食べているが咀嚼や嚥下に時間がかかるようになってきた。スプーンを大きさも容量も小さなスプーンに変えるよう勧めた。

④ スプーンを使って自分で食べるが、今まで家族が使っていた食器では上手にすくえないという。確認したら食器（お皿）の縁が緩やかな広がりを持っている。縁が立っている食器に変えてみるよう勧めた。

⑤ うどんなどの麺類が大好きだが、お箸は使えず、使っているフォークでは麺を上手にすくえないという。フォークの隙間がだんだん細くなるタイプのフォークを勧めた。